

各位

全3ページ  
登録速報(2023-166)  
2023年 7月20日  
クミアイ化学工業株式会社  
企画普及部普及課

## 登録速報

下記の通り、注意事項変更届けを提出しましたので、ご連絡します。

提出日： 2023年7月7日

(注意事項は届けを提出した段階で、登録変更となります)

## 記

- 1 農薬の登録番号及び名称  
登録番号：第24073号  
名称：エンペラー豆つぶ250
- 2 変更を生じた年月日  
令和5年7月7日
- 3 変更を生じた事項及び変更の内容  
農薬登録申請書第7項「農薬の使用上の注意事項」のうち2) を変更し、別紙のとおりとする。

### 【変更後】

- 2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイ、ウリカワは3葉期まで、ヘラオモダカは4葉期まで、ミズガヤツリは5葉期まで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは発生始期まで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生期まで、ナガエツルノゲイトウは再生始期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。

- 4 変更の理由  
ナガエツルノゲイトウの散布適期を追加するため。

## 別紙

### 7. 農薬の使用上の注意事項

#### 【変更後】

- 1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- 2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイ、ウリカワは3葉期まで、ヘラオモダカは4葉期まで、ミズガヤツリは5葉期まで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは発生始期まで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生期まで、ナガエツルノゲイトウは再生始期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。
- 3) オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤との組み合わせで使用すること。
- 4) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 5) 湛水散布または湛水周縁散布にあたっては、やや深めの湛水状態（水深5～6cm）にして水の出入りを止めること。
- 6) 湛水散布の場合は田面に散布し、また、湛水周縁散布の場合は、水田周縁部に沿って帯状に散布し、散布後3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 7) 水口施用の場合は、あらかじめ1～2cm程度水深を確保した状態で、入水時に本剤を水口に施用し、流入水とともに水田全面に拡散させ、施用後田面水が通常の湛水状態（湛水深3～5cm）に達した時に必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意すること。散布後少なくとも3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- 8) 藻類・表層はく離などの水面浮遊物が多い場合は、本剤の拡散が不十分になるおそれがあるため周縁散布または水口施用をさけ、本田内で水田全面に散布すること。
- 9) 水口に対して風速5m/sを超える向かい風が吹いている場合は、本剤の拡散が不十分になるおそれがあるため水口施用をさけること。
- 10) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
  - ①砂質土壌の水田および漏水田（減水深が2cm/日以上）
  - ②軟弱苗を移植した水田
  - ③極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
  - ④植穴の戻りの悪い水田
- 11) 直播水稻に使用する場合、以下の点に注意すること。
  - ①発芽直後の稲に対して薬害を生じるおそれがあるので、稲の出芽揃期以降に散布すること。
  - ②稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
  - ③除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、入水後水持ちの安定した後に散布すること。
- 12) 梅雨時期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は、除草効果が低下するおそれがあるので使用をさけること。
- 13) 散布後の数日間に著しい高温が続く場合、初期生育が抑制されることがあるが、一過性のもので次第に回復し、その後の生育に対する影響は認められていない。
- 14) 本剤は吸湿性があるので、散布時に降雨の場合には濡れないように注意して散布すること。濡れた手で扱わないこと。また、開封後は早めに使用すること。
- 15) 無人航空機で散布する際は以下に注意すること。
  - ①散布は使用機種の使用基準に従って実施すること。
  - ②専用の粒剤散布装置によって湛水散布すること。
  - ③事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置の開度を調整すること。
  - ④散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、ほ場の端から5m以上離し

てほ場内に散布すること。

- 16) 散布した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。
- 17) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分に注意すること。
- 18) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上